

# 国民年金について

## 特例納付

国民皆年金の時代だというのに、老後「年金と無縁な人」もいます。なぜそうなったか、理由は国民年金に加入しなければいけないのに加入しなかつたからです。こんな人達にも年金をということで、いま国民年金では過去に納めていない保険料を特例として、納付できる政策をとっています。

これがテレビや新聞によく紹介される“特例納付”です。

### ①特例納付のできる期間

この特例納付のできる期間は、国民年金に強制的に加入しなければならなかつた期間です。ただし、サラリーマンの妻のよう

うに、国民年金の任意加入者は特例納付の対象になりません。また、強制加入期間で保険料を滞納した

納付もできます。

国民年金の保険料は現在月額3,000円ですが、特例納付の保険料は4,000円となっています。ですから一年分ですと4,800円。10年だと48,000円になります。納入方法は分割納付もできます。

③締切りは昭和53年6月30日  
特例納付は昭和53年7月から始ま



## 年金手帳を たいせつに！

## 勤めをやめたら 国民年金に加入を

勤め人が、60歳になる前に会社等を退職したら、その翌日に、国民年金への加入手続きをしましょう。

その手続きは、ご本人が印鑑と特例納付は過去に行なったことがありますが、今回でもうこれからは絶対に行わないといつています。

だからこれが最後のチャンスというわけです。

④窓口は市役所市民課年金係です。最後に特例納付は損か得か勘定してみましょう。特例納付を1年すると、65歳からもらう年金は年額で18,800円となります。です

から、2年もらうと37,600円、3年なら56,400円です。年金

は一生もらえますから、長生すればするほどもうお金は多くなります。一方、特例納付による保険料は1年分で48,000円です。この額とききの年金額とくらべてみてください。

○年賀ハガキ発売中、お早くお求めください。

年賀ハガキが11月5日から売出中です。売切れないうちにお早くお求めください。

○年賀状の差し出し準備は、お早く

年賀ハガキの特別取扱いは12月15日からですが、そのときになつて、あわてないよう今のうちから心をこめた美しい年賀状を直ぐ出せるよう準備してください。

○3種(ジ・破・百)混合第1期△第2回目△第3回目

対象児

期 日

11月20日(火)

対象児

期 日

11月20日(火)

対象児

期 日

11月20日(火)

対象児

期 日

12月11日(火)

対象児

期 日

12月18日(火)

対象児

期 日

昭和52年5月～7月生れ

ください。

みなさんのお宅へきた手紙で番地が書いていないために郵便局では大変苦労します。場合によっては配達できなくて差出人に戻してしまこともあります。

○都留市の郵便番号は全地域四〇二番です。

昨年九月から都留市内は全部郵便番号が402番になりました。今まで402でない前の番号を書かれる方があります。

○混希望者は、3混の会場で受付に申し出てください。

○インフルエンザ(臨時)

△第2回目

対象児

会場

時間

文化会館

健康相談室

時間 1時30分～2時30分

△ボリオ(小児マヒ)

対象児

会場

時間

文化会館・幼稚園の満3歳以上の幼児

時間 1時30分～2時30分

△第1回目

対象児

会場

時間

53年8月～54年3月生れ

時間 11月27日(火)

△第2回目

対象児

会場

時間

53年8月～54年3月生れ

時間 11月28日(水)

△第3回目

対象児

会場

時間

54年4月～7月生れ

時間 11月29日(木)

△第4回目

対象児

会場

時間

文化会館・健康相談室

時間 1時30分～2時30分

3混第2期の個人通知はしておりません。第1期完了後12ヶ月すぎたら第1期の会場で、1回接種を受けてください。

2混希望者は、3混の会場で受付に申し出てください。

○インフルエンザ(臨時)

△第2回目

対象児

会場

時間

東桂・宝地区

時間 11月21日(水)

△第3回目

対象児

会場

時間

禾生・盛里地区

時間 12月4日(火)

△第4回目

対象児

会場

時間

54年4月～7月生れ

時間 11月29日(木)

△第5回目

対象児

会場

時間

文化会館・健康相談室

時間 1時30分～2時30分